

平成 30 年度 9 月補正予算

(議第 137 号関連)

主 な 事 業 概 要

教 育 委 員 会

事業名	補正予算額 (補正前の額)	説明
<p>【教育総務課】</p> <p>高等学校建設費</p>	<p>22,360 (1,269,631)</p> <p>起 19,300</p> <p>⊖ 3,060</p>	<p>1 施設改修 22,360</p> <p>学校施設の適切な維持のため、施設改修等を行う。</p> <p>148,618 → 170,978 台風第21号の影響により被害を受けた高等学校の施設改修に伴う増額</p>
<p>特別支援学校建設費</p>	<p>7,800 (303,030)</p> <p>起 6,700</p> <p>⊖ 1,100</p>	<p>1 施設改修 7,800</p> <p>学校施設の適切な維持のため、施設改修を行う。</p> <p>35,120 → 42,920 台風第21号の影響により被害を受けた特別支援学校の施設改修に伴う増額</p>
<p>高等学校運営費</p>	<p>182,500 (4,722,606)</p> <p>⊖ 182,500</p>	<p>1 施設管理費（全日制） 182,500</p> <p>学校施設・設備の維持管理に必要な経費を計上する。</p> <p>361,671 → 544,171 台風第21号の影響により被害を受けた高等学校の修繕等に伴う増額</p>
<p>特別支援学校運営費</p>	<p>13,100 (301,914)</p> <p>⊖ 13,100</p>	<p>1 施設管理費 13,100</p> <p>学校施設・設備の維持管理に必要な経費を計上する。</p> <p>77,044 → 90,144 台風第21号の影響により被害を受けた特別支援学校の修繕等に伴う増額</p>

事業名	補正予算額 (補正前の額)	説明
【文化財保護課】 文化財保護助成費	68,700 (112,272) ⊖ 68,700	文化財の保存と活用を図るため、文化財の所有者等が行う保存修理等の事業に対して助成を行う。 1 指定文化財保存修理等補助事業 68,700 19,461 → 88,161 台風第21号の影響により、被害を受けた3件の文化財所有者に対する復旧費の助成に伴う増額
指定文化財管理費	12,590 (21,011) 国 4,195 ⊖ 8,395	国・県指定文化財の適切な管理を図るため、文化財の所有者等が行う防災機器の点検や小修理事業に対して助成を行う。 1 指定文化財管理事業費 12,590 21,011 → 33,601 台風第21号等の影響により、被害を受けた30件の文化財所有者に対する復旧費の助成に伴う増額
安土城考古博物館 管理運営費	32,114 (134,779) ⊖ 32,114	郷土の文化財の保存・活用を図り、県民文化の向上に資するため、安土城考古博物館の良好な管理運営を行う。 1 安土城考古博物館管理運営費 32,114 134,779 → 166,893 台風第21号の影響により、被害を受けた安土城考古博物館の修繕等を行うことに伴う増額
文化財保存修理受託事業費	30,001 (471,228) 諸 30,001	国・県指定文化財建造物の保存と活用を図るため、計画的に保存修理事業を所有者から受託して実施する。 1 文化財保存修理受託事業費 30,001 471,228 → 501,229 台風第21号の影響により、被害を受けた文化財1件の修理事業を所有者から受託して行うことに伴う増額